

## 第V章 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル案の作成・検討

過年度業務において検討した「マニュアル案」を基に、第Ⅱ章～第Ⅳ章の検討結果から自治体・漁業者等地域の関係者が利活用できるマニュアル案を作成及び検討した。また、検討に当たっては、第Ⅵ章に定める検討会で意見を聴取しつつ行った。

### V.1 検討会で得られた指摘事項及び対応方針

第Ⅵ章に示す、「令和4年度海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会」において、学識経験者及び関係機関等の有識者に「マニュアル案」を確認していただいた。検討会は令和4年10月に第1回、令和5年2月に第2回の全2回実施した。検討会で得られた指摘事項及び指摘に対する対応方針を表 V.1-1 及び表 V.1-2 に示す。

#### 【第1回検討会】

表 V.1-1(1) 第1回検討会指摘事項及び対応方針

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題が多々挙がっているが、マニュアル策定事業は今年度で最後か。</li> <li>・水産庁とも情報交換しながら進めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル自体は今年度中に完成させるが、内容の検討や改定は来年度以降も継続して進めていく。他に実施すべき内容があれば今後ともご意見いただきたい。</li> <li>・環境省、水産庁と意見交換を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未実施の自治体に対して行ったアンケートでは、マニュアルを見て「実施する」と回答した割合が低いことを踏まえると、まだ改善の余地がある印象を受けた。漁業者にとって目に見えるメリットを模索していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降にブラッシュアップしていくこととする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・p.7で、回収取組を未実施の自治体の方が実施済みの自治体と比べてマニュアルが「参考になる」という意見が多かったため、実施中の自治体と未実施の自治体で必要な情報が異なると考えられる。</li> <li>・未実施の自治体に対しては、即座に知れる情報をパンフレット等に落とし込み、実施済みの自治体や漁協に対しては、マニュアルの中により詳細な情報を拡充すると良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから回収の取組を実施する、<u>未実施の自治体及び漁業者に向けて必要な事項をパンフレットに記載し、その他詳細はマニュアルを確認いただくよう作成した。</u></li> <li>・実際にごみ回収を行う漁業者向けに、より簡単なチラシを作成することとした。</li> </ul>

表 V.1-1(2) 第1回検討会指摘事項及び対応方針

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルであるため、ある程度は網羅的に情報を掲載する必要はあるものの、それぞれ対象ごとにページをブロックに分けて、掲載する内容の整理が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの中で、回収の取組に必要な内容は章ごとに整理し、調査方法や事例集等は付録として構成した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体向けの情報と漁業者向けの情報が混在しており、漁業者の方にとってはわかりづらい印象になる。漁業者に見てほしいポイントは、文字の色を変えたり、枠で囲む等の工夫で改善できるのではないか。</li> <li>・現在のマニュアル案ではたくさん書いてあって、重要なポイント(海洋ごみと一般廃棄物との処理を分けることなど)が目立たない。重要なところを太字でしめすなどの工夫も検討の余地がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォント数を大きくする、ポイントはまとめて記載する等整理した。</li> <li>・実証地域の自治体や漁業者に見せて、具体的な改善点等の意見を聞くこととする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の数ページでポイントを並べて、それぞれ詳細は後のどこを見ればよいか、などとまとめるのも一つのアイデアかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントを明確化、QAの追加等し、マニュアルの見やすい位置に持ってくるように対応した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途、漁業者の方向けにはポイントだけを整理したパンフレットなどがあれば良い。</li> <li>・これから実施を考えている自治体や漁業者向けには、「初めに読む」数枚の説明でまとめれば良いか、あるいはそれはパンフレットとして作成することでも良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体向け、漁業者・漁協向けパンフレットの2種及び漁業者に向けて回収取組を周知するためのチラシを作成した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の処理は、自治体がやるべきことなので、「自治体の方へ」として、自治体向けの言葉遣いに直した方が良い。</li> <li>・特に処理については、時々、当方にも自治体から相談がある。「埋立はなぜダメなのか」とか、「処理してくれる業者が見当たらない、どうすればいいのか」等、少し丁寧に記載して下さるとありがたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体と漁業者のそれぞれ対応が必要なところを切り分けてまとめた。</li> <li>・処理方法等の参考になる資料への紹介も記載することとした。</li> </ul>

表 V.1-1(3) 第1回検討会指摘事項及び対応方針

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業系廃棄物と漁業者が持ち帰った一般廃棄物の取り扱いについては、13～20 ページに点在しているが、最初若しくは、3章の最初に、漁業系廃棄物と一般廃棄物の違いとその処理の基本について1つ項目をたて、整理してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めに対象となるごみの違いを明確にするため、<u>漁業系廃棄物と一般廃棄物の違いについて示した。</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年度中の作業として取り組むべきか、あるいは来年度以降の改善として取り組むのかは、委託費と作業量を考えて検討する必要があるだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年度はパンフレットを作成し、その他情報の追加等は、次年度以降に適宜、ブラッシュアップしていくこととする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋ごみ回収マニュアルで扱っている、漁業者が回収したごみの処分費用は環境省の補助金の対象となる。それに対して、漁網の買取については、漁業者自身が操業の中で生じた漁業系廃棄物について活用するものであり、環境省の補助金の対象とはならないため、区別する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニュアル中では、漁業系廃棄物と回収ごみ（一般廃棄物扱い）を区別し、混乱を招く記載を避ける。海洋ごみの回収～処分に焦点を当てて取りまとめた。</li> <li>・ 環境省の<u>補助金事業についても説明</u>を入れることとした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業系廃棄物としての漁網の処理については、水産庁として動き始めている部分があるので、情報として取るべきであるが、海洋ごみ回収マニュアルの中に盛り込むと混乱するため避けるべきである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁網の買取等の処分業者の優良事例をマニュアルで取り上げることについては、漁協は情報をほしがってはいるものの、自治体によって扱える情報とそうではない情報があるため、環境省の情報として掲載するのは不適切であると考ええる。</li> </ul>	

【第2回検討会】

表 V.1-2(1) 第2回検討会指摘事項及び対応方針

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット等の漁業者への配布方法や、配布後にどのように漁業者が行動するかという展望はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産庁と相談し、今後方針を検討する。</li> <li><u>自治体の水産部局と環境部局、全国漁業協同組合連合会、海と渚環境美化・油濁対策機構等の団体を活用してイベント等を通じて配布すると良いのではないか。</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者向けのA4表裏のチラシに、自治体を通じた補助金がある等、自治体との協力の情報を入れてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシにも<u>補助金に関する情報を追記</u>することとした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>養殖業のプラスチックごみの対策を、商品価値や輸出に反映する仕組みの方向性はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、そのような方向性の話は聞いていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>養殖業に流れ着いたごみの扱いについて、漁協から質問が来ることが想定されるが、どのように考えているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には漂流・海底ごみと同じ扱いであると考えているが、操業によって出るごみとの区別が難しくなる可能性がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「ボランティアで回収した海洋ごみ」という記載に変わっており、操業中以外でごみを回収した場合も含まれる表現になっている。漁協の所属事業者として養殖業者も入っているが、会社として実施している事業者、家族経営的な事業者等の、事業形態による扱いも整理してほしい。</li> <li>養殖業者も自身のことを「漁業者」と呼ぶ。また、輸出する際にSDGsへの取組をPRするうえでも、養殖業者の間で資源循環に対する関心が高まっている。そのため、養殖業が操業中に回収したごみについても対象となることを記載してほしい。漁業権を管理しているのは自治体であり、県を通じて補助金を出すことにも違和感はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の参考とさせていただく。</li> </ul>

表 V.1-2(2) 第2回検討会指摘事項及び対応方針

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出に取り組んでいる漁業者は、エコラベル認証を取得している場合も多いが、今後エコラベルに環境関係の指標が入ってくる動きがある。また、水産庁では「もうかる漁業創設支援事業」等で再生漁具を使っているかといった指標も入れている。今後事業活動を外部に評価してもらうために、そういった取組が非常に大事になるため、政策的な方針検討は今後の課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の参考とさせていただく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の海域・漁協の話を取り上げると、他の事業者を責めてわが身を振り返らなくなる漁業者もいると考えられるため、掲載すると逆効果になる可能性もある。自身の漁業活動から流出するごみを減らしていく必要があるということは、現行のパンフレットの内容から感じ取ってもらえるので良いのではないかと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋ごみの問題のウェブサイトの URL をパンフレットに入れるくらいでよいと考える。</li> </ul>

## V.2 マニュアルの更新

第Ⅱ章～第Ⅳ章の検討結果及びV.1章に示した検討会の指摘事項を基に、令和3年度に作成した「マニュアル案」を更新した。更新した「マニュアル案」の目次を図V.2-1に示す。

「マニュアル案」で更新した要点を以下に示す。

- ▶ 漁業者向けと自治体向けに構成を分けることで、対象者ごとに見るべきページを明確にした。
- ▶ ポイントとなる事項を明確に記載した。
- ▶ フロー図等を増やし、必要な手順を明確にした。
- ▶ 色やフォント等に変化を付け、どの内容について記載しているかが分かりやすいようにした。
- ▶ 海洋ごみの回収取組に必須の情報は本編にまとめ、令和2年度に実施した、「回収取組を開始した動機とその効果」についてのアンケート結果や海洋ごみの実態把握を行うための調査手法等は参考資料として取りまとめた。

### 目次

【概要】 .....	1
1. 背景 .....	1
2. 目的 .....	2
【漁業者向け】 .....	3
1. 海洋ごみ回収の取り組みを行うための手順とポイント .....	3
2. 漁業者と自治体の関係構築 .....	7
3. 海洋ごみ回収・処理手法の工夫 .....	8
4. 課題と解決策 .....	12
【自治体向け】 .....	13
1. 海洋ごみ回収の取り組みを行うための手順とポイント .....	13
2. 漁業者と自治体の関係構築 .....	17
3. 海洋ごみ回収・処理手法の工夫 .....	18
4. 必要な手続き .....	23
5. 課題と解決策 .....	25
【参考情報】 .....	27
【事例集】 .....	28

図 V.2-1 マニュアル案本編 目次

## 目 次

1. 漁業者による海洋ごみ回収の推進に繋がる情報 ..... 1
2. アンケート調査結果 ..... 3
3. 海洋ごみ回収取り組みを継続するための情報発信方法 ..... 8
4. 海洋ごみの実態把握のための調査手法 ..... 11

本資料は「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル(案)」を補足するものである。  
海洋ごみの回収事業を新たに始めるまたは継続するためには、漁業者の理解を得るとともに漁業者の状況を地元住民等へ周知し、理解、協力を得ながら、問題意識を共有して進むことが重要である。

本資料は海洋ごみ回収の取り組みを始めるにあたり、参考となる情報や海洋ごみの回収から発生抑制対策の検討に資する実態把握を行うための調査方法等についてまとめた。

図 V.2-2 マニュアル案 付録 目次

### V.3 パンフレットの作成

アンケート・ヒアリング調査及び検討会において、マニュアルの概要がわかる資料の必要性についてご意見が多かった。そのため、図 V.3-1 及び図 V.3-2 に示すパンフレットを作成した。

パンフレットを作成するうえで要点を以下に示す。

- ▶ 漁業者向けと自治体向けに2通りのパンフレットを作成した。
- ▶ 海洋ごみの回収取組を実施するに当たって必要な手順がわかるフロー図や協議・調整が必要な事項、ポイントを示した。
- ▶ 漁業者、自治体それぞれで、取組の課題となる点を抽出し、Q&Aとして取りまとめた。



# 漁業者と自治体の協力による 海洋ごみ回収マニュアルについて

## 1 マニュアル策定の背景



漁場や海域の環境を保全するために、海面に漂うごみや海底に沈んだごみ(海洋ごみ)を回収することが大切です。

海洋ごみがあると、船舶のプロペラへの絡まりや漁具の破損等漁業活動に支障が出ます。また、ごみが混獲されると、漁獲物が傷んで、商品価値が下がることも考えられます。海洋ごみの持ち帰りの取り組みを行うことで、漁業活動に支障をきたすごみを減らすことができます。

環境省では、漁業者による海洋ごみの回収活動がより円滑に推進するためのマニュアルを作成しました。マニュアルでは、漁業を営む個人だけでなく、漁業協同組合、漁業生産組合、会社、家族・共同経営等の団体で漁業、養殖業に従事する者も対象とし、海洋ごみについて独自に取り組みを行っている先行事例や、海洋ごみの回収から処理に至る流れ、回収を行う上でのポイント等を示しています。また、回収した海洋ごみの運搬・処理については、自治体により実施される場合があるため、手順や自治体との協議・相談・調整に必要な内容を示しています。ぜひご活用ください。

### マニュアルにおける海洋ごみとは

漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**のことを示しています。

漁網等の漁業系廃棄物や船上で食べた食品のごみ等、漁業者が自ら排出したごみの処理については、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従ってください。



※全ての漁業種類(底びき網、船びき網、まき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、養殖等)が補助金の対象です。

【マニュアル掲載先】 マニュアルの内容について、より詳しく確認したい方は、以下のURLから「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」にアクセス願います。

URL [https://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/post\\_118.html](https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html)

(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)



# 漁業者と自治体の協力による 海洋ごみ回収マニュアルについて

## 1 マニュアル策定の背景



**海洋ごみ(漂流・海底ごみ)**による船舶の航行や漁業活動への障害、漁場や海洋環境への影響が懸念されています。漁業者が回収した海洋ごみを漁港まで持ち帰り、保管、処理をするためには、漁業者自らの取り組みとともに関係者の協力が必要であり、その仕組みづくりには自治体の協力が不可欠です。漁業者と自治体が連携した海洋ごみの回収・処理においては、環境省の補助金(海洋漂着物等地域対策推進事業)を活用していただくことが可能です。

環境省では海洋ごみの回収を推進するためのマニュアルを作成しました。自治体の皆様におかれましては、本制度の趣旨・内容をご理解いただき、海洋環境の保全等を図るためにも、関係する漁業者・漁業協同組合によるごみ回収の推進にご協力をお願い致します。

なお、本パンフレットとは別に、漁業を営む漁業者個人だけでなく、漁業協同組合、漁業生産組合、会社、家族・共同経営等の団体で漁業、養殖業に従事する皆様向けのパンフレットもありますので、併せてご活用ください。

### マニュアルにおける海洋ごみとは

漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**の  
ことを示しています。

**漁網等の漁業系廃棄物**や**船上で食べた食品のごみ**  
等、漁業者が自ら排出したごみは補助金の対象外です。  
漁業者が自ら排出したごみの処理については、各自治  
体、漁業協同組合の取り決めに従ってください。

※全ての漁業種類(底びき網、船びき網、まさ網、刺網、定置網、はえ縄、釣、養殖等)が補助金の対象です。



**【マニュアル掲載先】** マニュアルの内容について、より詳しく確認したい方は、以下のURLから「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」にアクセス願います。

**URL** [https://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/post\\_118.html](https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html)

(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)



## V.4 チラシの作成

V.3章で作成したパンフレットの内容から、

図 V.4-1 に示す、より簡易なチラシを作成した。チラシは、実際に漁業を行っている漁業者に「海洋ごみの回収取組が全国にて実施しつつある」ということを知っていただくことを目的として作成した。

チラシを作成するうえで要点を以下に示す。

▶漁業者向けパンフレットから、取組についての内容及び他地域の事例を抜粋して掲載した。

**漁業者の皆様へ** 2023年8月発行

### 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収の取り組みについて

#### 海洋ごみ回収の取り組みについて

漁場や海域の環境を保全するために、海面に漂うごみや海底に沈んだごみ(海洋ごみ)を回収することが大切です。

海洋ごみがあると、船舶のプロペラへの絡まりや漁具の破損等漁業活動に支障が出ます。また、ごみが混雑されると、漁獲物が傷んで、商品価値が下がることも考えられます。このため、漁業者自らがボランティアで海洋ごみを回収して持ち帰る取り組みが日本全国ではじまりつつあります。

環境省では、漁業者による海洋ごみの回収活動がより円滑に推進するため、日本全国での先行事例や、海洋ごみの運搬・処理に至る流れなどの仕組みや工夫点などを紹介しています。また、回収した海洋ごみの運搬・処理については、自治体により実施される場合があるため、手順や自治体との協議・相談・調整に必要な内容も併せて紹介しています。漁業を営む漁業者個人だけでなく、漁業協同組合、漁業生産組合、会社、家族・共同経営等の団体が漁業、養殖業に従事する皆様を対象としますので、ぜひご活用ください。

#### 回収の取り組みにおける海洋ごみとは

漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**のことを示しています。

漁網等の漁業系廃棄物や船上で食べた食品のごみ等、漁業者が自ら排出したごみの処理については、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従ってください。

※全ての漁業種類(底びき網、船びき網、まき網、刺網、定置網、はえ網、釣、養殖等)が補助金の対象です。

【先行事例等紹介先】 先行事例の内容について、より詳しく確認したい方は、以下のURLから「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」にアクセス願います。

URL [https://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/post\\_118.html](https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html)  
(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)

**環境省**  
Ministry of the Environment

---

### 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収の取り組みについて

#### 取り組み事例

すでに漁業者の協力によって、海洋ごみ回収の取り組みを実施している地域があります。様々な工夫を行っている、3つの漁業協同組合の取り組み事例を紹介します。

##### 事例① 石川県漁業協同組合 加賀支所

漁業協同組合の敷地内に操業時に回収したごみを入れるためのコンテナを設置しています。

【工夫点】 ●不法投棄防止のため、防犯カメラの設置や夜間には人が近づくとライトが点灯するようになっている。

##### 事例② 五色町漁業協同組合

漁業者が操業時に回収したごみを、可燃・不燃ごみ、タイヤ、金属等に分別し、漁港内のコンテナで保管後、市が処理を行っています。

【工夫点】 ●家庭ごみや釣りのごみ等の不法投棄対策としてコンテナにシートを被せている。これにより不法投棄されることがなくなった。

##### 事例③ 芦北町漁業協同組合

漁業者が操業中に回収したごみを入れるための、ごみ箱を様機に設置しています。このごみ箱は町からの補助金を受けて設置し、漁業協同組合が管理しています。

【工夫点】 ●水揚げしたごみを廃棄しやすいように様機に設置した。 ●不法投棄を防ぐため、注意書きの紙を貼り付けて注意喚起した結果、回収したごみ以外を捨てる人が減った。

#### 補助金制度

環境省では、海洋ごみの回収を促進するため、漁業者がボランティアで海から回収した海洋ごみの処理費用等に対して、1都道府県あたり1年間最大1千万円まで定額補助する制度を令和2年度に新設しました。

#### 補助金制度の対象

本補助金制度は自治体のごみの処理費用等に匹敵するものであり、漁業者に支払われるものではありません。漁業者が自ら排出したごみは、各自治体、漁業協同組合の取り決めに従って処理してください。

【対象となるごみ】 ●漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**

【対象となる費用】 ●回収した海洋ごみを**自治体で処理する場合の費用**  
●回収した海洋ごみを処理するまでに必要な**機材の設置費用等**  
(例:ごみを保管するごみステーションやコンテナ、不法投棄を防ぐためのビニールシート、防犯カメラ等)

【問い合わせ先】  
環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 電話:03-5521-9025

図 V.4-1 漁業者向けチラシ